

# 新生ふくしま健康医療プラン（第三期福島県医療費適正化計画）について

## 目的・趣旨

本計画は、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」に関する目標及び目標を達成するための具体的な方策を示すことによって、県民一人ひとりが、元気で健康であり幸せを実感できるふくしまを創生できるよう策定するものであり、計画の実行を通じて、県民生活の質の維持・向上と合わせて、今後の医療費の過度の増大を抑え、持続可能な医療提供体制を確保していくこととしています。

## 計画の内容に関する基本的事項(国の基本方針に基づく構成)

- 計画の位置づけ：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき、県が定める医療費適正化計画
- 計画期間：6年間(平成30年度～35年度)
- 医療費を取り巻く現状と課題
- 達成すべき目標と施策

目標	取り組むべき施策
<p>(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定健康診査の実施率</li><li>・ 特定保健指導の実施率</li><li>・ 特定保健指導対象者の割合の減少率</li><li>・ 成人喫煙率</li><li>・ 麻しん予防接種率</li><li>・ 糖尿病性腎症による年間新規透析導入者数</li><li>・ がん検診受診率</li></ul>	<p>(1) 県民の健康の保持の推進に関する取り組むべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東日本大震災・原子力災害の影響に配慮した健康づくり</li><li>・ 生活習慣病の発症予防の徹底</li><li>・ 喫煙による健康被害の回避</li><li>・ 予防接種の普及啓発</li><li>・ 生活習慣病の早期発見・早期治療</li><li>・ 糖尿病性腎症の重症化予防の取組の推進</li><li>・ 保険者の医療費適正化施策に対する支援</li></ul>
<p>(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 後発医薬品の使用割合</li><li>・ 医薬品の適正使用の推進</li></ul>	<p>(2) 医療の効率的な提供の推進に関する取り組むべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東日本大震災・原子力災害からの復興(医療・福祉提供体制の再構築)</li><li>・ 病床機能分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進</li><li>・ 後発医薬品の使用促進</li><li>・ 医薬品の適正使用の推進</li><li>・ 精神障がい者の地域生活移行</li></ul>

- 計画期間における医療に要する費用の見通し：平成35年度の適正化効果 約144億円
- 施策を推進するための関係者の役割と連携：県民、医療保険者、県等の役割
- PDCAサイクルに基づく計画の推進：毎年度進捗状況を公表